

安全・安心ふくいプログラム 2021—2022



福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察



目次

I	はじめに	1
II	目的、基本目標、期間	2
III	取組項目	
第1	子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります	3
1	子どもを犯罪から守る対策の推進	
2	女性を犯罪から守る対策の推進	
3	高齢者を犯罪等から守る対策の推進	
第2	犯罪の起きにくい社会をつくります	6
1	県民と協働した地域の防犯力向上	
2	犯罪防止に配慮した環境の整備	
3	犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進	
4	非行少年を生まない社会づくり	
第3	犯罪の取締りを強化します	9
1	重要犯罪等の取締り	
2	暴力団犯罪などの組織犯罪対策の推進	
3	来日外国人犯罪対策の推進	
4	サイバー犯罪対策の推進	
5	生活経済事犯等の取締り	
第4	交通事故から県民を守ります	11
1	歩行者および自転車利用者を守る取組の推進	
2	飲酒運転の根絶等悪質・危険運転者対策の推進	
3	高齢運転者の交通事故防止対策の推進	
4	横断歩道の安全確保等交通安全意識を高める取組の推進	
5	通学路・生活道路対策等の推進	
第5	テロ、大規模災害等から県民を守ります	15
1	テロ等未然防止対策の推進	
2	大規模災害対策の推進	
第6	治安基盤を強化します	16
1	初動警察活動、現場執行力の強化	
2	捜査環境の変化への的確な対応	
3	警察安全相談への対応の充実	
4	犯罪被害者支援の充実	
5	警察施設・装備の充実整備	
6	業務の効率化・デジタル化の推進	
IV	統計資料（令和2年）	19

I はじめに

県、県公安委員会および県警察では、平成 15 年以降、総合的な治安対策プランを共同で策定し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる福井の実現に向けて取り組んでいます。

令和元年 6 月から約 2 年間は、「安全・安心ふくいプログラム 2019-2020」に基づき、

- ・ 県民の身近で発生する犯罪を防止する
- ・ 刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率 100 パーセントを目指す
- ・ 交通事故死者数 35 人以下を目指す

などの基本目標を掲げ、各種施策・事業に取り組みました。期間の後半は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小を余儀なくされた施策等もありましたが、各機関において、感染防止に配慮しながら創意工夫を凝らした対策を講じ、治安水準の維持に努めました。

この結果、刑法犯認知件数は、平成 30 年の 3,197 件から令和元年は 3,132 件、令和 2 年は 2,764 件と戦後最少を更新しました。また、刑法犯の検挙率は、平成 30 年の 55.9 パーセントから令和元年は 64.6 パーセント、令和 2 年は 70.9 パーセントに向上するとともに、重要犯罪の検挙率は、令和元年は 96.2 パーセントと目標を僅かに下回ったものの、令和 2 年は 100 パーセントとなるなど、県内の治安は良好に推移しています。

一方で、依然として子ども・女性の安全を脅かす事案や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、交通事故死者数は平成 30 年の 41 人から令和元年は 31 人と過去 50 年で最少を記録したものの、令和 2 年は 41 人と増加に転じ、人口 10 万人当たりの死者数が全国ワースト 2 位となるなど、予断を許さない状況にあります。

さらに、暴力団の壊滅に向けた取組、サイバー空間の安全・安心の確保、官民一体となったテロ対策や大規模災害等緊急事態対策など、引き続き、対処しなければならない課題も多くあります。

加えて、今後、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としての「新しい生活様式」の実践、社会のデジタル化の更なる加速、人口減少や少子高齢化、国際化の進展などの社会の変化が見込まれる中、こうした変化が県内の治安情勢にも大きな影響を与える可能性があります。

そこで、これらの課題や今後脅威となり得る情勢の変化に適応し、県民が安全で安心して暮らせる福井を実現するため、「安全・安心ふくいプログラム 2021-2022」を策定し、2 か年を目途として取り組むこととしました。

令和 3 年 4 月

福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察

Ⅱ 目的、基本目標、期間

第1 目的

県民が安全で安心して暮らせる福井の実現

第2 基本目標

- 1 声掛け事案、ストーカー・DV事案、特殊詐欺等の被害の未然防止対策を強化し、子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります。
- 2 地域みんなで力を合わせて犯罪の起きにくい社会づくりを推進し、県民の身近で発生する犯罪を防止します。
- 3 犯罪の取締りを強化し、刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率100パーセントを目指します。
- 4 悪質・危険運転者の取締りや子どもと高齢者の安全確保など総合的な交通事故抑止対策を推進し、交通事故死者数25人以下を目指します。
- 5 原子力施設に対する警戒警備や災害警備の態勢を強化し、テロ、大規模災害等から県民を守ります。
- 6 治安環境の変化に的確に対応し、現場執行力の強化や施設・装備の充実を図り、治安基盤を強化します。

第3 期間

2021年度～2022年度の2年間

Ⅲ 取組項目

第1 子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります

1 子どもを犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) 児童虐待事案に対しては、児童の安全確保を最優先とし、児童相談所との24時間体制による情報共有など、関係機関と連携した対応を徹底します。
- (2) 登下校時間帯における通学路の重点的な警戒・パトロール、不審者情報等の共有・提供、「ながら見守り活動」の拡大など、子どもの安全対策を推進します。
- (3) 防犯教室や不審者対応訓練を実施するなど、登下校時において、子ども自身が危険を回避するための能力の向上を図ります。
- (4) 声掛け、つきまとい等の前兆事案の行為者に対し、先制・予防的な検挙や指導・警告を行い、被害の未然防止・拡大防止を図ります。
- (5) SNS利用に起因する犯罪等の被害を防止するため、防犯教室の開催やSNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起を実施します。
- (6) 児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯を取り締まります。

【県】

- (1) 子ども重点見守りデーなどにおいて通学路の危険箇所を点検し安全マップに反映するなど、地域ぐるみの子どもの見守り活動を推進します。
- (2) 「夕方見守り運動協力店」を拡大し、声掛け事案の多い夕方の時間帯の見守りを促進します。
- (3) ドライブレコーダー搭載車によるドラレコ見守り協力者を拡げていきます。
- (4) 登下校時の見守り活動者を維持するため、「見守り活動感謝のつどい」の場で活動者を讃える仕組みづくりを行います。
- (5) 増加する児童虐待について、児童相談所において、通告受理後24時間以内に安全確認を行うとともに、警察や学校など関係機関との連携を強化し、子どもの安全を最優先に対応します。
- (6) スマホを子どもに持たせる保護者に対して、フィルタリングの役割等を周知し、青少年をネット被害から防ぎます。
- (7) SNSに起因する青少年の犯罪被害を防ぐため、保護者や地域住民等に対する研修会を開催します。
- (8) 保護者・青少年に対しインターネット上にある有害情報等に関する注意喚起を行うなど、青少年を有害環境から守る対策を推進します。



通学路における警戒



幼児に対する防犯教室



学校における不審者
対応訓練

2 女性を犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) ストーカー、DV事案等に対しては、被害者の安全確保を最優先とし、行為者の検挙、禁止命令等の行政措置および被害者の保護対策を徹底します。
- (2) 医師や臨床心理士等と連携し、ストーカー行為者に対して、治療に関する助言を行うなど、更生に向けた支援を行います。
- (3) レディースガードリーダー（女性相談員）と連携した企業・団体等における防犯講座の開催など、女性の防犯力の一層の向上を図ります。
- (4) レディースパートナー（女性警察職員）の拡充など、女性相談者の立場に立った適切な対応を推進します。
- (5) 声掛け、つきまとい等の前兆事案の行為者に対し、先制・予防的な検挙や指導・警告行い、被害の未然防止・拡大防止を図ります。（再掲）
- (6) 強制わいせつ、リベンジポルノ事犯や盗撮など、女性を対象とした卑劣な犯罪を徹底して取り締まります。

【県】

- (1) 女性の防犯意識の向上や身の危険が差し迫った時の対応力等を身に付けるために、SNS等を活用して防犯知識の習得を促進します。
- (2) 声掛け事案発生場所における地域防犯団体による安全点検の実施や、SNSを活用した不審者情報の発信など、女性が被害に遭わないための環境を整備します。
- (3) DV相談については、県内の配偶者暴力被害者支援センターにおいて、面接や電話により夜間も含め対応するとともに、国の窓口でSNSやメールなどによる相談が24時間365日可能なことも周知します。
- (4) 性暴力事案に対しては、24時間365日の相談体制に加え、ワンストップ支援センターへの専任職員配置など相談支援体制を推進します。



レディースガードリーダー
講習会



安全安心ツイッター



DV 防止リーフレット

3 高齢者を犯罪等から守る対策の推進

【警察】

- (1) 特殊詐欺の犯人からの電話を直接受けることを防止するため、巡回連絡や出前講座等により、留守番電話機能の活用や防犯機能付き電話機の普及を促進します。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、最新の犯行手口や防犯対策等につき、タイムリーに情報提供します。
- (3) 金融機関やコンビニエンスストア、宅配事業者等と連携し、顧客への声掛けや注意喚起等、特殊詐欺被害の未然防止対策を推進します。
- (4) 「安全・安心サポーター」(注)と連携し、県民の被害防止意識の高揚に向けた広報啓発活動を推進します。
- (5) 「だまされた振り作戦」や他の都道府県警察との連携による特殊詐欺犯行グループ壊滅に向けた取締りを行います。
- (6) 携帯電話や預貯金口座の不正取得等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締りと、犯行に利用された携帯電話の利用停止や預貯金口座の凍結など、犯行ツールの無力化対策を推進します。
- (7) 関係機関・団体や地域住民等と連携した行方不明者や高齢者虐待事案の早期発見・保護活動を推進します。

注：犯罪防止や交通安全の広報活動に協力していただく、警察本部長が委嘱した福井県にゆかりのある著名人

【県】

- (1) 日常的に地域で高齢者と接する機会の多い民生委員やケアマネジャー、訪問介護員等に、見守りのポイントについての研修を実施するなど高齢者の消費者トラブル防止の見守り支援を推進します。
- (2) 高齢者の悪質商法や特殊詐欺などのトラブル防止のため、スーパーや薬局等と連携して注意喚起を行います。また、高齢者に対し、ネットトラブル防止のための講座開催や免許センターの高齢者講習を利用して啓発を行い、トラブルの未然防止に努めます。
- (3) 市町の高齢者SOSネットワーク情報の活用により、ひとり歩きによる行方不明者を早期発見するなど、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進します。



「安全・安心サポーター」と連携した広報啓発



特殊詐欺の被害防止に関する出前講座



金融機関における声掛け訓練



特殊詐欺事件被疑者に対する職務質問訓練状況

第2 犯罪の起きにくい社会をつくります

1 県民と協働した地域の防犯力向上

【警察】

- (1) 不審者や声掛け事案、連続発生するおそれのある犯罪等につき、タイムリーに情報提供します。
- (2) 犯罪に関する情報提供や装備の貸出により、防犯隊やふくいマイタウン・パトロール隊(注1)等による自主防犯活動を支援します。
- (3) 企業等が自主的に行う地域に密着した防犯活動「防犯CSR活動」(注2)を支援します。
- (4) 警察音楽隊や県警察のシンボルマスコット「リュウピー君」等を活用した防犯広報を推進します。

注1：地域住民によって組織され、警察本部長の認定を受けた自主防犯団体

注2：Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

【県】

- (1) 地域の効果的な自主防犯活動を推進し犯罪を防止するため、防犯カメラの設置を支援します。
- (2) 自宅の門灯や玄関灯などを一晩中点灯させておくことにより、夜間の犯罪を予防するタウンライトアップ運動を推進します。
- (3) 犯罪をした者等を対象とする総合窓口の設置支援など、再犯防止に関する施策を推進します。
- (4) 薬物乱用の違法性・危険性を周知する県内一斉街頭啓発活動を実施します。

2 犯罪防止に配慮した環境の整備

【警察】

- (1) 情報提供・助言により、公共施設や自治会等における防犯カメラの設置を促進します。
- (2) 防犯訓練の実施等により、公共施設の管理者や事業者等に対して防犯対策に関する助言・指導を行います。
- (3) 自治体や運送事業者等の車両へのドライブレコーダー設置を促進するなど、地域の安全を見守る担い手の裾野拡大に取り組みます。

【県】

地域の効果的な自主防犯活動を推進し犯罪を防止するため、防犯カメラの設置を支援します。(再掲)

3 犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進

【警察】

- (1) 犯罪手口別の多発地域・時間帯等に的を絞った制服警察官やパトカーによるパトロールと職務質問を強化します。
- (2) 光（赤色灯）と音（アナウンス広報）のパトロールにより、犯罪の未然防止と地域住民の安心感を醸成します。
- (3) 制服警察官の交番前での立番や主要交差点における駐留警戒を強化します。
- (4) 制服警察官の巡回連絡により、地域住民の意見・要望の把握と防犯広報を強化します。
- (5) 隣接する交番・駐在所の連携や交番相談員の効果的運用による街頭活動の活性化と各種事案への適切な対応を推進します。



パトロール活動



立番



交番相談員の配置・運用

4 非行少年を生まない社会づくり

【警察】

- (1) ヤングテレホン（少年相談）、学校・警察連携制度、スクールサポーターの効果的運用により少年非行を防止します。
- (2) 福井少年鑑別支所や大学生ボランティア等と連携し、体験型立ち直り支援活動等を推進します。
- (3) 家庭・学校・地域への情報発信により、少年を見守る社会気運を醸成します。
- (4) 学校と連携した非行防止教室等により、少年の規範意識の向上を図ります。
- (5) 少年警察ボランティア等と連携した声掛け・あいさつ運動や街頭補導活動を推進します。
- (6) 学校の対応状況等を踏まえ、いじめ問題に適切に対応します。

【県】

- (1) 保護者・青少年に対し、インターネット上にある有害情報等に関する注意喚起を行うなど、青少年を被害者にも加害者にもしない対策を推進します。
- (2) 青少年が集まりやすい深夜営業の店舗、駅構内等における夜間街頭巡回指導を実施します。
- (3) 中・高校生への成年年齢引下げに対応した実践的な授業を実施するとともに保護者への啓発を実施します。



SNSを活用した
情報発信



オンラインによる非行防止教室



少年警察ボランティアと
連携した街頭補導活動

第3 犯罪の取締りを強化します

1 重要犯罪等の取締り

【警察】

- (1) 初動捜査の強化により殺人・強盗等の重要犯罪を取り締まります。
- (2) 空き巣・車上ねらい等の県民が身近に不安を感じる窃盗犯罪を取り締まります。
- (3) 捜査支援システムの整備・活用や他の都道府県警察との連携により広域犯罪を取り締まります。



初動捜査活動(聞き込み)



現場鑑識活動



捜査支援システムの活用

2 暴力団犯罪などの組織犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 暴力団等反社会的勢力の壊滅に向けた取締りを行います。
- (2) 関係機関・団体と連携した通学路の見守り活動など、暴力団事務所周辺における警戒を強化します。
- (3) 暴力団を公共事業や民間取引から排除するなど、社会一体となった暴力団排除活動を推進します。
- (4) 覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物の需要の根絶と供給の遮断に向けた取締りを行います。
- (5) 武器庫の摘発など、違法銃器の発見・排除に向けた取締りを行います。



足羽川ダム不当要求行為等対策連絡会



暴力追放広報活動



押収した大麻草と栽培器具等

3 来日外国人犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 関係機関・団体と連携し、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透を防止します。
- (2) 来日外国人グループによる組織窃盗・詐欺や旅券、在留カード等の身分証明書の偽変造事犯を取り締まります。
- (3) 出入国在留管理庁と連携し、不法滞在者の取締りを推進します。
- (4) 高速交通網の進展に伴う訪日外国人等の増加を見据えた対応力の向上と基盤の整備を行います。

4 サイバー犯罪対策の推進

【警察】

- (1) サイバー防犯ボランティアと連携したサイバーパトロールを充実させるなどして、インターネット上の違法・有害情報、誹謗中傷等の実態把握を推進します。
- (2) 不正アクセス、コンピュータ・ウイルス等を利用する悪質事犯や違法情報、また、有害情報、誹謗中傷を端緒とした事犯を取り締まります。
- (3) プロバイダ等に対して違法・有害情報の削除依頼を進めます。
- (4) インターネット利用のルールとマナー遵守に向けた呼び掛けや、民間の自主的な被害防止対策を促進します。
- (5) 専門的な知識・技能を有する捜査員を育成するなど、サイバー犯罪捜査に関する体制整備を進めます。



サイバー捜査官の育成



サイバーパトロール



民間事業者とのWeb会議

5 生活経済事犯等の取締り

【警察】

- (1) 高額な物品を売りつける訪問販売や架空の投資話等で不法な利益を得る悪質商法、無登録・高金利で貸し付けるヤミ金融、廃棄物の不法投棄等による環境事犯を取り締まります。
- (2) ヤミ金融等に悪用される携帯電話や預貯金口座等の犯行ツール無力化対策を推進します。
- (3) 無許可営業や年少者雇用等の風俗事犯を取り締まります。



廃棄物の不法投棄



ゲーム機賭博の証拠品



商標法違反事件の証拠品

第4 交通事故から県民を守ります

1 歩行者および自転車利用者を守る取組の推進

【警察】

- (1) 歩行者や自転車利用者を遠くから発見する「夜間ハイビーム実践」運動を推進します。
- (2) 反射材普及協力店等との連携、反射材シールの直接貼付活動、幼児・児童に対する交通安全教育等による反射材の効果の周知と普及促進を図ります。
- (3) 歩行者や自転車利用者に対する現場での指導や、高齢者宅訪問等による啓発活動を強化します。
- (4) 交通安全教育車、歩行環境シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。

【県】

- (1) コンビニ等において反射材を無料配布するとともに、店舗と連携して反射材販売コーナーを設置するなど、反射材の着用を促進します。
- (2) 「反射材の日」を設定して、反射材の普及啓発活動を強化します。
- (3) 「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の通行ルールを周知するとともに、損害賠償責任保険等への加入について制度化し促進を図ります。
- (4) パークアンドライド駐車場の活用等により、通勤時の自家用車（クルマ）の利用を控えるカーセーブ運動を推進します。
- (5) 「福井バイコロジスト宣言」の推進や自転車関連情報の発信等により、県民の自転車利用を推進します。



反射材マスク



自転車教室



体験型の交通安全教室

2 飲酒運転の根絶等悪質・危険運転者対策の推進

【警察】

- (1) 飲酒、著しい速度超過、横断歩行者妨害、いわゆるあおり運転等の重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。
- (2) 飲酒運転に関する車両や酒類の提供罪、同乗罪を取り締まります。
- (3) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進します。
- (4) 危険運転致死傷罪等の適用による悪質・重大な交通事故事件捜査を推進します。
- (5) 暴走族等による違法行為を取り締まります。



飲酒運転取締検問



飲酒運転根絶ポスター



あおり運転禁止の
街頭啓発活動

3 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

【警察】

- (1) ドライブレコーダーや運転技能自動評価システムを活用した個々の運転者の特性を踏まえた安全運転指導を実施します。
- (2) 自動車教習所と連携した実車を用いた任意講習を実施します。
- (3) 交通関係協力団体との連携による戸別訪問や高齢者が多数集まる会合等での安全運転に向けたアドバイスを実施します。
- (4) 安全運転相談の充実や、運転免許を自主返納される方の利便性に配慮した行政手続きを推進します。

【県】

- (1) 「高齢免許返納者サポート制度」に賛同する事業者を増やすなど、制度を充実し、運転に不安のある高齢者の免許返納を促進します。
- (2) 安全運転サポート車を購入する高齢者を支援するとともに、乗車体験会を実施するなど、安全運転サポート車の普及を促進します。
- (3) 自主返納に踏み切れない高齢運転者を対象に、自らが時間帯や場所等を限定するなどして安全運転を続ける限定運転者を増やします。
- (4) 民間企業と連携し、テレマティクスタグ（注）を活用した高齢運転者の安全運転診断を実施します。
- (5) 加齢による身体機能低下を自己診断する出前型交通安全教室を実施します。

注：車の運転データをリアルタイムに取得できる電子機器



ドライブレコーダーを活用した安全運転指導



運転技能自動評価システムを活用した体験講習



運転免許自主返納の出張窓口

4 横断歩道の安全確保等交通安全意識を高める取組の推進

【警察】

- (1) 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底に向けた広報啓発活動等を推進します。
- (2) 交通関係団体等との連携による「交通事故0（ゼロ）を目指す統一行動日」における街頭啓発活動を推進します。
- (3) 横断歩道の利用や信号の遵守などの広報啓発活動や幼児・児童に対する交通安全教育を推進します。
- (4) 横断歩道における歩行者保護（車両の一時停止等）のための指導取締りの強化や交通安全意識の向上を図るための広報啓発活動を推進します。

【県】

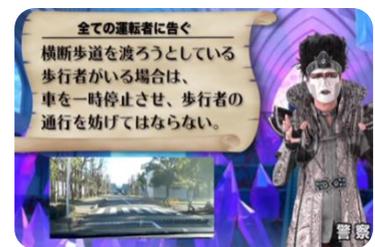
- (1) 事業者と連携し、社用車に「横断歩道ストップ宣言（仮称）」のマグネットシートを貼付し、横断歩道における歩行者優先意識の向上を図ります。
- (2) 「子どもと高齢者を見かけたらスローダウン」県民運動を展開します。
- (3) 毎月の「交通事故0（ゼロ）を目指す統一行動日」において、街頭啓発等の交通安全啓発活動を強化します。
- (4) 交通死亡事故が多発傾向にある10～12月に、「交通死亡事故防止対策集中運動（仮称）」を展開します。
- (5) JAFと連携したVR動画を活用した啓発イベントの開催などにより、後部座席を含めたシートベルトの全席着用や、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。
- (6) 道路交通事故原因の調査研究を実施し、事故予防の施策を確立します。



シートベルト着用効果体験車



「交通事故0（ゼロ）を目指す統一行動日」における街頭活動



SNSを活用した広報啓発

5 通学路・生活道路対策等の推進

【警察】

- (1) ゾーン30(注)の整備拡充と横断歩道の設置や補修などの交通安全施設の整備を推進します。
- (2) 通学路や生活道路における交通指導取締りを強化します。
- (3) 学校、保育園・幼稚園、道路管理者等との合同による通学路や未就学児の移動経路等における交通安全対策を推進します。
- (4) 自転車利用者に対する違反行為の周知と安全運転指導を強化します。

注：地域を定めて、その範囲内で最高速度30km/hの速度規制や路側帯の拡幅などの安全対策を組み合わせ、速度抑制や抜け道として通行する行為の規制・排除を図る対策

【県】

- (1) 自転車の利用が多い通学路や生活道路における「自転車安心通行帯」の整備を促進します。
- (2) 歩道整備や歩道拡幅など、通学路等の安全な歩行空間を整備します。



ゾーン30の整備



通学路での交通取締り



横断歩道の新設
(上：整備前 下：整備後)

第5 テロ、大規模災害等から県民を守ります

1 テロ等未然防止対策の推進

【警察】

- (1) 原子力発電所などの重要な施設に対する警戒警備を強化するとともに、テロ対処能力の向上を図ります。
- (2) 不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等に対する安全対策を徹底するとともに、イベントにより多数の者が集まる場所におけるドローン等の小型無人機や車両等を使用したテロの未然防止を進めます。
- (3) 関係機関、民間事業者、地域住民等との緊密な連携による爆発物原料対策、ホテル等の悪用防止対策などのテロ未然防止対策を推進します。
- (4) サイバー攻撃による被害の未然防止と攻撃事案に対する捜査や実態解明を推進します。
- (5) 拉致容疑事案等に対する捜査・調査を推進するとともに、沿岸警備協力会と連携した沿岸線の警戒を強化します。



原子力施設の警戒警備



公共交通機関における
合同訓練



沿岸警備協力会との
警戒活動

2 大規模災害対策の推進

【警察】

- (1) 大規模災害に対処するため、危機管理態勢を不断に点検します。
- (2) 消防、自衛隊等の関係機関との合同訓練等による部隊の対処能力の向上を図ります。
- (3) 大規模災害に備え、要員確保や練度向上による初動態勢の強化と装備資機材の充実を図ります。

【県】

地震やゲリラ災害などに備え、災害が発生する前段階で国や市町、防災関係機関と連携や、住民の速やかな避難受け入れのための SNS 活用など迅速かつ的確な初動対応を実施します。



警備本部設営訓練



救出救助訓練



避難誘導訓練

第6 治安基盤を強化します

1 初動警察活動、現場執行力の強化

【警察】

- (1) 通信指令機能の高度化と通信指令を担う人材を育成します。
- (2) 現場を想定した実戦的な訓練や伝承教養の推進により、若手警察官の早期育成と現場執行力の強化を図ります。
- (3) 県民の多様なニーズに応えるための女性の視点を生かした警察活動を推進します。
- (4) 治安上の課題や情勢の変化に対応した組織体制を強化します。
- (5) 採用募集活動の充実強化により優秀な人材を確保します。



通信指令・無線通話技能競技会



交番における実戦的な訓練



若手警察官に対する鑑識教養

2 捜査環境の変化への的確な対応

【警察】

- (1) 取調べの録音・録画をはじめとする新たな刑事司法制度に対応した適正な警察捜査を推進します。
- (2) DNA型鑑定、防犯カメラ画像や電磁的記録の解析など、客観証拠を重視した捜査を推進します。
- (3) 犯罪死の見逃し防止に向けた取組を推進します。



取調べの録音・録画研修



DNA型鑑定室



捜査員に対する検視研修

3 警察安全相談への対応の充実

【警察】

- (1) 犯罪被害の潜在化を防止するため、警察安全相談電話（#9110）や性犯罪被害相談電話（#8103）等の各種相談窓口を周知し、被害者等からの相談に24時間対応します。
- (2) 相談受理体制を充実し、県民の立場に立った適切な対応を推進します。
- (3) 警察安全相談に関する研修会を開催するなど、相談対応を担う人材を育成します。

4 犯罪被害者支援の充実

【警察】

- (1) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、生活支援金の給付や、経済的負担の軽減に資する医療費などの公費負担制度の拡充・運用を図ります。
- (2) 精神的負担の軽減に配慮した被害者の心情・特性に応じた相談受理や事情聴取等を推進します。
- (3) 犯罪被害者の実態や支援活動などの情報発信・提供による、県民の理解の増進と地域ぐるみの総合的支援を推進します。

【県】

- (1) フォーラムを開催するなど、犯罪被害者等に対する理解の促進を図ります。
- (2) リーフレットや犯罪被害者等支援に関する施策集を作成し、県民に犯罪被害者等支援の内容について周知します。
- (3) 福井被害者支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの相談窓口を周知し、被害者が安心して相談できる環境づくりを推進します。
- (4) 性暴力被害者からの夜間・休日の相談に対応するため、「性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」」において24時間相談受付に対応します。
- (5) 専門的な研修会の開催など、被害者を支援する人材育成を推進します。



犯罪被害者等支援講演会



命の大切さを学ぶ教室



広報啓発活動

5 警察施設・装備の充実整備

【警察】

- (1) 地域の治安の要となる警察署や交番・駐在所等の警察施設を整備します。
- (2) 信号機等の交通安全施設の着実な維持管理・更新に向けた取組を推進します。
- (3) 警察活動を支える装備の充実整備を図ります。



新大野警察署
(完成予想図)



原子力施設警備隊射撃場



交番・駐在所の整備

6 業務の効率化、デジタル化の推進

【警察】

- (1) 人的資源活用の最適化を図るため、先端技術等の整備・活用を促進し、デスクワークの省力化等を進め、現場活動の強化を図ります。
- (2) パソコンやスマートフォン等の多様なデバイスを対象とした情報発信力の強化を図ります。
- (3) 情報通信基盤の整備やメンテナンスを行える専門的知識を有する人材の育成・確保を行います。

IV 統計資料（令和2年）

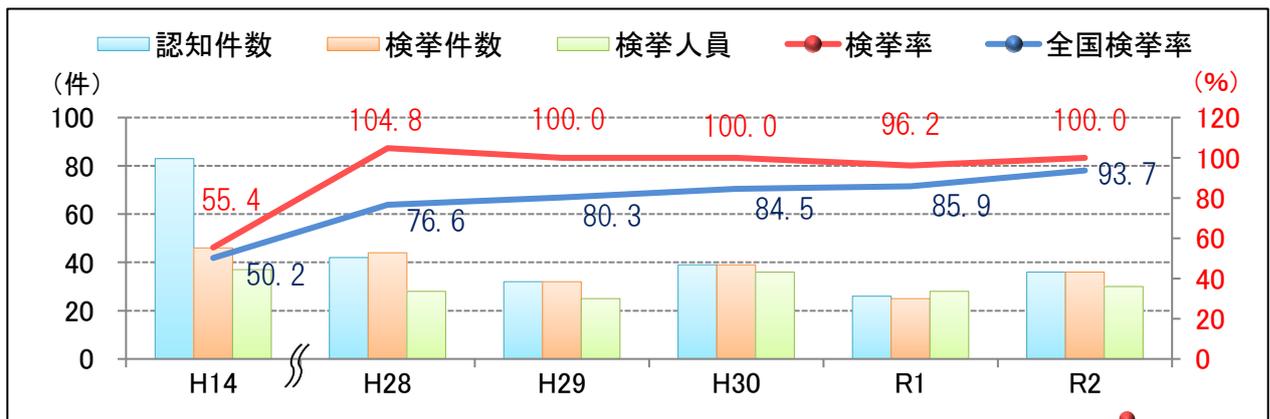
1 刑法犯の認知・検挙状況

令和2年の刑法犯認知件数は2,764件で、前年より368件（11.7%）減少し、平成15年以降18年連続で減少しました。また、検挙率は70.9%で、前年より6.3ポイント上昇して全国第4位でした。

		H14	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯	認知件数(件)	13,884	3,645	3,231	3,197	3,132	2,764
	検挙件数(件)	4,191	1,905	1,764	1,786	2,023	1,960
	検挙人員(人)	2,415	1,153	1,150	1,117	1,291	1,263

2 重要犯罪の認知・検挙状況

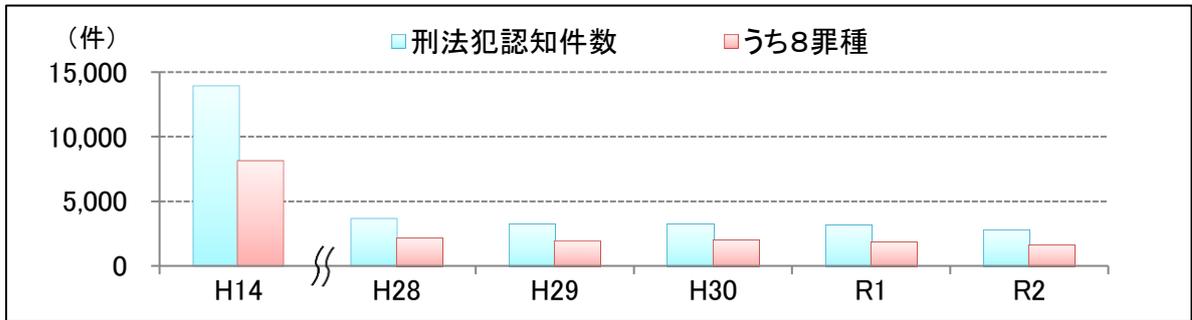
令和2年の重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐および強制わいせつ）の認知件数は36件で、前年より10件（38.5%）増加しました。検挙率は100.0%で全国第15位となりました。



		H14	H28	H29	H30	R1	R2
重要犯罪	認知件数(件)	83	42	32	39	26	36
	検挙件数(件)	46	44	32	39	25	36
	検挙人員(人)	37	28	25	36	28	30

3 防止重点8罪種の認知状況

令和2年の防止重点8罪種の認知件数は 1,598 件で、前年より 219 件（12.1%）減少しました。



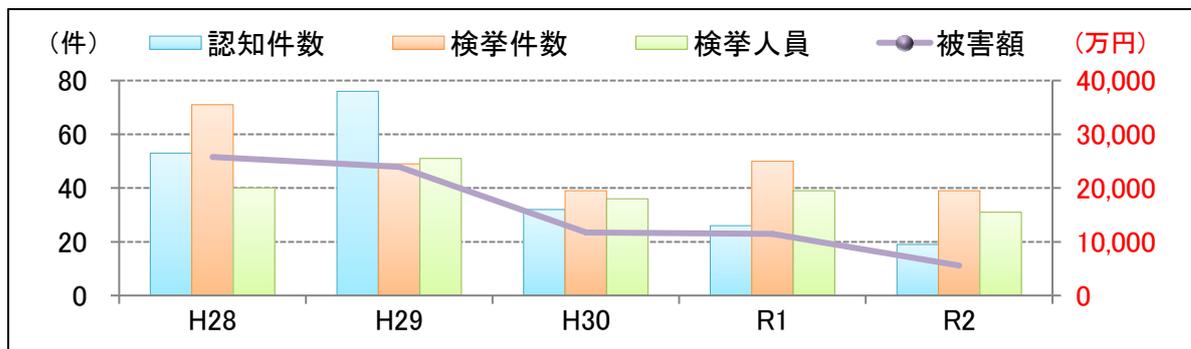
8罪種		H14	H28	H29	H30	R1	R2
県民の身近で多く発生する犯罪	車上ねらい	2,416	238	202	277	147	189
	自転車盗	2,341	558	484	487	477	307
	万引き	1,320	508	509	516	516	543
	置引き	348	197	201	205	217	143
	器物損壊	904	400	324	335	261	238
住宅等への侵入犯罪	空き巣	460	118	78	63	79	60
	忍込み	132	38	46	38	58	46
	住居侵入	188	70	49	45	62	72
合計		8,109	2,127	1,893	1,966	1,817	1,598

(単位: 件)

4 特殊詐欺の認知状況

令和2年の特殊詐欺の認知件数は 19 件で、前年より 7 件（26.9%）減少、被害額は約 5,576 万円で、前年より約 5,892 万円（51.4%）減少しました。

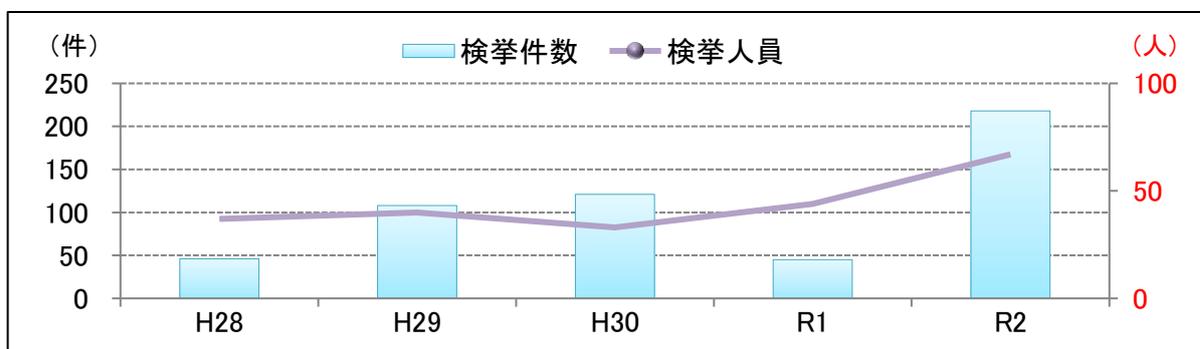
検挙件数は 39 件で、前年より 11 件（22.0%）減少し、検挙人員は 31 人で、前年より 8 人（20.5%）減少しました。



	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数 (件)	53	76	32	26	19
高齢者被害	44	44	16	19	14
全体に対する割合 (%)	83.0	57.9	50.0	73.1	73.7
被害総額 (万円)	25,775	23,924	11,729	11,468	5,576
検挙件数 (件)	71	49	39	50	39
検挙人員 (人)	40	51	36	39	31

5 来日外国人犯罪の検挙状況

令和2年の来日外国人による犯罪の検挙件数・人員は218件・67人で、前年より173件・23人増加しました。



	H28	H29	H30	R1	R2
検挙件数 (件)	46	108	121	45	218
刑法犯	40	107	110	39	193
特別法犯	6	1	11	6	25
検挙人員 (人)	37	40	33	44	67
刑法犯	31	40	25	38	50
特別法犯	6	0	8	6	17

6 子どもに対する声掛け事案等の現状

令和2年の子どもに対する声掛け、つきまとい事案等の相談等件数は219件で、前年より29件(11.7%)減少しました。また、性犯罪等の未然防止・拡大防止のための先制・予防的活動は、検挙が27件で、指導・警告が69件でした。

(子どもに対する声掛け事案等の相談状況)

	H28	H29	H30	R1	R2
小学生以下	80	82	95	114	91
中学生	45	52	47	49	56
高校生	111	79	89	81	64
その他	6	10	4	4	8
合計	242	223	235	248	219

(単位: 件)

(子どもへの声掛け事案等への対応)

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙	11	26	24	40	27
指導・警告	43	64	68	72	69

(単位: 件)

※ 検挙には、公然わいせつや強制わいせつ等の性犯罪を含みます。

7 児童虐待事案の現状

令和2年の児童虐待事案の認知対応件数は555件で、前年より183件(49.2%)増加しました。また、児童通告人員数が678人で、中でも心理的虐待が570人で最も多く、検挙件数は59件でした。

	H28	H29	H30	R1	R2
認知対応件数(件)	114	161	193	372	555
児童通告人員数(人)	151	191	238	418	678
身体的	30	21	29	46	73
性的	2	2	0	0	4
ネグレクト	21	18	33	28	31
心理的	98	150	176	344	570
うち面前DV	71	112	159	295	436
検挙件数(件)	6	5	16	47	59

8 女性が被害者となる犯罪等の現状

令和2年の女性が被害者となる犯罪の認知件数は241件で、前年より3件(1.3%)増加し、検挙件数は235件で、前年より2件(0.9%)増加しました。また、ストーカー事案の相談等件数は157件で、前年より36件(29.8%)増加し、DV事案の相談等件数は269件で、前年より32件(13.5%)増加しました。

(女性が被害者となる犯罪の認知・検挙状況)

※ 県警察では、強制性交等や強制わいせつのうち、女性を狙った犯罪を「女性が被害者となる犯罪」として独自に統計を取っています。

	H28		H29		H30		R1		R2	
	認知件数	検挙件数								
強制性交等	11	12	2	2	7	7	2	2	7	7
強制わいせつ	16	18	8	8	12	12	11	11	18	18
略取誘拐・人身売買	6	6	2	2	2	2	0	0	1	1
暴行	71	72	107	102	103	97	161	155	155	155
傷害	50	44	43	43	36	35	64	65	60	54
合計	154	152	162	157	160	153	238	233	241	235

(単位:件)

(ストーカー事案の相談等、検挙、禁止命令・警告件数)

	H28	H29	H30	R1	R2
相談等	122	74	74	121	157
検挙	24	29	8	23	41
禁止命令・警告	41	40	27	49	64

(単位:件)

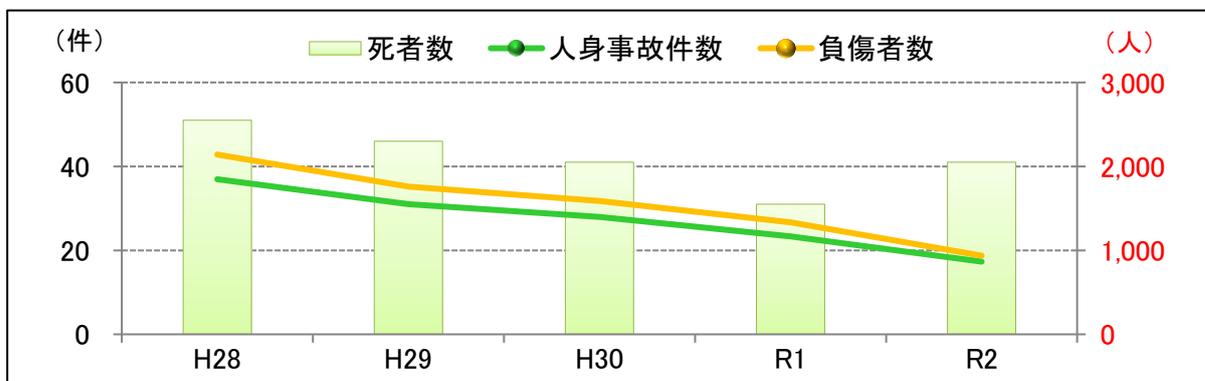
(DV事案の相談等、検挙・保護命令件数)

	H28	H29	H30	R1	R2
相談等	195	174	187	237	269
検挙	63	88	99	144	142
保護命令	11	10	9	7	14

(単位:件)

9 交通事故の発生状況

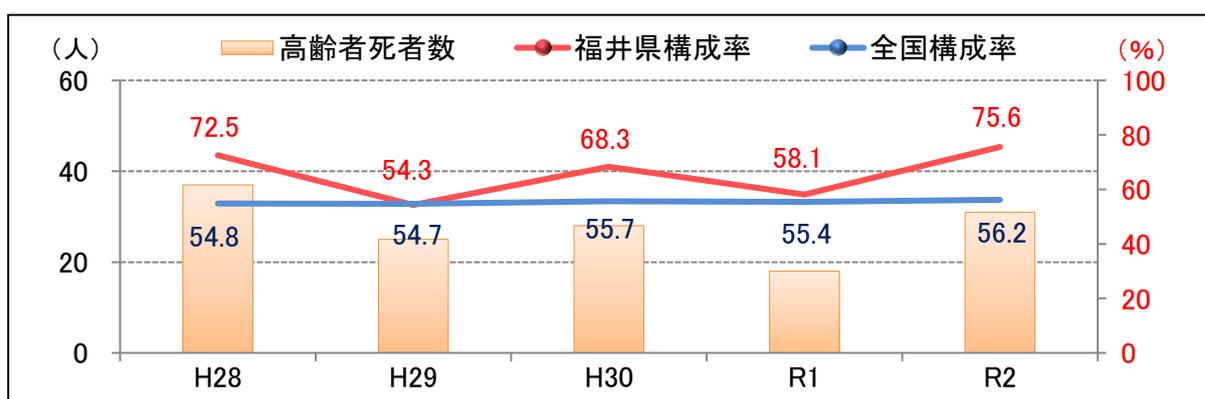
令和2年の交通事故死者数は41人で、前年より10人(32.3%)増加しました。人身事故件数は868件で、前年より300件(25.7%)減少し、負傷者数は940人で、前年より393人(29.5%)減少しました。人身事故件数および負傷者数ともに平成17年以降16年連続で減少しました。



	H28	H29	H30	R1	R2
交通事故死者数(人)	51	46	41	31	41
人身事故件数(件)	1,847	1,549	1,398	1,168	868
負傷者数(人)	2,141	1,761	1,589	1,333	940

10 高齢者死亡事故の現状

令和2年の交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者は31人で、前年より13人(72.2%)増加し、全死者数に占める高齢者の割合は75.6%で、全国平均(56.2%)を上回りました。



	H28	H29	H30	R1	R2
高齢者死者数	37	25	28	18	31
歩行中	10	14	10	8	14
自転車乗用中	13	3	5	4	5
自動車等乗車中	14	8	13	6	11
その他	0	0	0	0	1

(単位：人)